

関係企業等一覧の提出について

お客様には、記入上の注意をご確認いただきAI確審第1号様式にご明示ください。

(記入上の注意)

関係企業等・制限業種の概要

1 機関は、次に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、その確認検査を行ってはならない。

- (1) 機関の代表者又は第一号の担当役員
- (2) (1)に掲げる者の親族
- (3) (1)に掲げる者の関係企業等

2 確認検査員等は、次に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、確認検査の業務に従事してはならない。

- (1) 当該確認検査員等
- (2) 当該確認検査員等の親族
- (3) 当該確認検査員等の関係企業等

3 親族とは、配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族をいう。

4 **関係企業等** 次のいずれかに該当する企業、団体等をいう。

- (1) その者又はその親族が総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ)又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
- (2) その者が所属する企業、団体等(過去二年間に所属していた企業、団体等を含む。)
- (3) その者の親族が役員である企業、団体等(過去二年間に役員であった企業、団体等を含む)

5 **制限業種** 次に掲げる業種(建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいう。

- (1) 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)
- (2) 建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)
- (3) 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
- (4) 建築設備の製造、供給及び流通業